

旧深谷通信所周辺道路に関する計画検討委託 業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名

旧深谷通信所周辺道路に関する計画検討委託

2 履行期間

契約の日から平成28年3月25日（金）まで

3 履行場所

旧深谷通信所周辺

4 業務目的

旧深谷通信所は、平成26年6月に日本に返還され、その跡地利用（約77ha）の検討が横浜市関係区局・関係機関等において進められ、9月に「旧深谷通信所跡地利用基本計画の考え方」がまとめられています。その中で、跡地利用のテーマは「緑でつながる円形空間」とされ、跡地の外周に道路を整備し、車道や歩道の機能のほかに、健康づくりに寄与するウォーキングやジョギング、サイクリングが楽しめる緑あふれる魅力的な空間を検討することとなっています。

現在、この跡地には、県道阿久和鎌倉が貫き路線バスが通っていますが、歩道の無い区間があり、十分な道路幅員が確保されていません。さらに、跡地の外側は、住宅地や農地となっており、外周の一部は、生活道路となっています。一方、周辺の道路ネットワークは、環状4号線が整備され、環状3号線が計画されていますが、跡地との連絡道路が位置づけられていません。

今後、跡地利用により現況より交通量が増加することが想定されていることから、跡地周辺の道路状況を整理し、跡地利用に合わせた新たな道路計画が必要となっています。

本業務は、周辺に必要な道路の整備計画を策定するとともに、道路交通法の改正により運用が開始された災害時にも対応できる安全で円滑な交差点処理として、跡地利用のコンセプトにも沿う円形を用いた環状交差点の導入を検討することを目的としています。

5 業務概要

(1) 外周道路（幅員50m道路）

ア 道路整備計画（道路概略設計）

現地踏査、路線選定、設計図（平面1/1,000レベル・縦横断50mピッチ相当）、概算工事費算出、比較案及び最適案の提案を標準とします。

対象は、跡地の外周（幅員約30m、延長約3.2km）及び並行する既存道路とし、この範囲に跡地利用者、地域住民の双方に必要な道路、歩道、自転車道（健康づくりに寄与するサイクリングロードを含む）を配置することを標準とします。

イ 健康みちづくりの計画

基本計画図（対象範囲のうち標準的な100m程度）の作成、維持管理手法の検討、類似事例の情報収集を標準とします。

対象は、外周道路と並行する幅員約20m、約3.2kmの範囲とし、跡地利用と調和のとれた健康づくりに寄与する歩道を配置することを標準とします。

ウ 環状交差点の検討

現地踏査、導入条件の整理、平面図（1/500レベル相当）の作成を標準とします。

検討対象は、外周道路、連絡道路、県道阿久和鎌倉、その他既存道路の各交差部とします。

エ イメージスケッチ等の作成

ア、イ、ウの検討結果に基づき、幅員50mの外周道路全体がわかるようなイメージスケッチ等の作成を標準とします。（A3サイズ着色3枚）

(2) 連絡道路

ア 周辺の道路ネットワークの精査

現況交通量の精査、外周道路及び連絡道路を含む周辺の道路ネットワークにおける計画交通量の検討、既存の県道阿久和鎌倉のうち外周道路の内側区間の位置づけ検討（路線の改廃、バス路線の付替えなど）を標準とします。

イ 道路概略設計

現地踏査、路線選定、設計図（平面1/1,000レベル・縦横断50mピッチ相当）、概算工事費算出、比較案及び最適案の提案を標準とします。

対象は、環状3号線と外周道路との接続道路延長約200m、環状4号線と外周道路との接続道路延長約600mの2箇所とします。

(3) 整備計画の策定

(1)(2)の検討を踏まえ、外周道路を含む跡地整備及び連絡道路整備について、横浜市が提示した跡地利用の供用スケジュールにあわせた事業スケジュール（計画・設計・工事）の提案を標準とします。

(4) 貸与可能な資料

- 旧深谷通信所跡地利用基本計画の考え方（平成26年9月19日横浜市政策局公表）
- 跡地利用に関する地元提示資料
- 都市計画道路環状3号線の検討結果（計画平面図・計画縦断図）
- 都市計画基本図データ（標高データ（5mメッシュ）を含むDM、shape形式のデータ）
- 都市計画決定データ（shape形式のデータ）
- 道路ネットワークの将来OD
- 現況交通量（平成26年2月交通量調査結果）

(5) 資料作成

(1)(2)に関して、本市関係区局及び関係機関と協議を行う場合及び跡地周辺の地域へ説明する場合は、協議資料及び説明資料の作成を行う。

6 成果品

- (1) 成果品は、報告書を製本5部、電子データ（編集できるデータを含む）1部とし、本業務委託により作成した資料を全て含めてください。
- (2) 納入先は、道路局計画調整部企画課交通計画担当とします。
- (3) 成果品は全て横浜市に帰属することとし、受託者は横浜市の承諾を得ずに使用または公表しないでください。

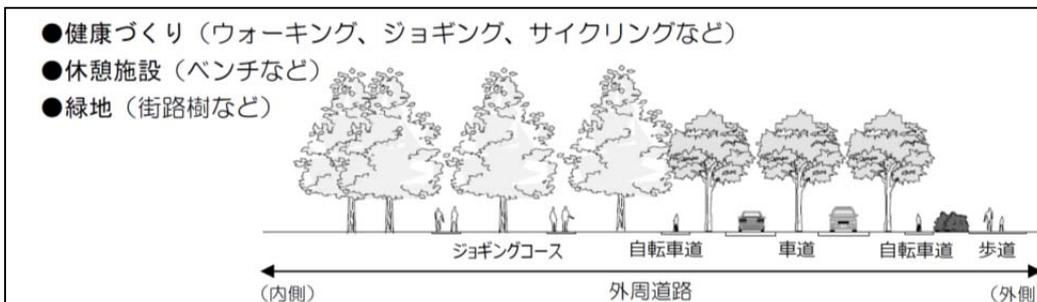
7 その他

- (1) 本業務を実施するにあたり、疑義を生じた場合は、委託者、受託者協議のうえ進めてください。
- (2) 業務の実施にあたり、委託者と打ち合わせた結果を打合せ記録に取りまとめ、速やかに委託者の承諾を得るようにしてください。
- (3) 並行して他部署・他機関において実施する関連業務と整合を図りながら進めてください。

《検討位置図》 ※この図は、検討対象の道路の概念を示したものであり、整備位置は未定です。



《外周道路（幅員50m道路）のイメージ》



出典：旧深谷通信所跡地利用基本計画の考え方（平成26年9月19日横浜市政策局公表）

《検討の流れ》

